

答 申 第 4 9 号
平成19年5月1日

青森県議会議長 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年9月14日付け青議第214号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

会派代表者会議及び条例検討会に係る会議録等についての不開示決定処分に対する異議
申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県議会議長（以下「実施機関」という。）が「平成12年9月20日及び同10月4日、平成13年2月20日開催の会派代表者会議」及び「「政務調査費」の交付に関する条例案及び規定案を検討した条例検討会（第1回（平成12年10月11日開催）～第6回（平成13年1月17日開催））」の会議録又は会議内容メモ（以下「本件文書」という。）について、不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年7月10日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件文書については作成していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年7月24日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象とした実施機関は青森県議会であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び青森県条例には特別定めのない会議の会議録ではあるが、必要に応じて議会事務局において起案され、議長名で召集され、会議は議会事務局職員によって作成された「議長メモ」によって進行され、資料も配付され、議会事務局職員がその職務として出席し、案件について説明し、出席議員による質問等に答えているものである。換言すれば、任意のものではあったとしても、会議には案件が提出され、会議であるからには当然のごとく質疑が行われ、法的拘束力はないとしても提出された案件について（議決はされないにしても）、一定の方向性を、少なくとも共通認識として確認し、その後の議会運営等に反映されているものと当然のごとく思料される。

そのためにも職務として出席した職員（任意の会議であったとしても当該会議に出席している議会事務局職員は職務として出席し、したがってその時間帯は当該職員の給与の対象とされている）は、当該会議における質疑応答などの内容に係るメモ等の文書を作成し、そのメモ等の文書は、その後の職務に必要な文書として議会事務局内において供覧等を行っていることは容易に推測される。事実、実施機関によって開示された「議長メモ」には「代表者発言者メモをつくる」と読み取れるメモ書きが存在する。

- (2) ところが、実施機関は開示請求対象となった文書について「作成していません」としている。もし仮に、それが事実であるとすれば、会議において積み上げられる議論と結果について会議終了後に客観的に説明できる文書が存在しないということになる。

情報公開請求の対象となる文書について、条例第2条第2号は、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定めてあり、その解釈と運用に当たっては、「実施機関の職員」には、議会の議員も含まれ、「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう」としている。

本件開示請求の対象となった会議は、まさに条例制定に向けて、議論を積み上げていく会議である。そうすると、会議出席議員からの質問のみならず、当然のごとく意見の聴取や資料取り寄せの指示・要望等もあったものと思料される。しかし、実施機関はそれらについてのメモすら作成していないとする。もし仮に、実施機関が言うところ

おり、メモすら作成していないとすれば、出席職員の不確かな記憶のみによって議会議務局はその後の職務をこなしてきたことになる。まさに職務の怠慢と言わざるを得ないもので、その職務態度は断じて容認することができない。しかし、一般的にそのような状況はあり得ず、会議録とまではされないまでも、会議出席職員によるメモ書き等の文書が存在し、その文書が実施機関の職員によって組織的に用いられたものとの推測が容易に成り立つ。

- (3) 実施機関による会議録不開示についての理由は、理由説明書によれば、該当する会議が「県議会の委員会条例等には定めのない任意に設置された」会議であることから、「したがって、会議の運営方法も任意で」、「会議録等の作成を義務付けられているものではない」、当時の担当者の記憶では会議メモ作成の記憶がなく、文書綴りにも保管されていないという二つの理由が記載されている。

本件文書に係る会議の性格について実施機関は説明し、そのことをもって本件不存在理由を説明しようとしているようにうかがえるが、条例は開示請求対象となる行政文書についてそのようなことについては条件にしていない。すなわち、条例第2条第2号記載の内容のみが開示請求対象の行政文書であると定義付けているものである。そうすると、実施機関による不開示理由として主張するもののうち、前記 については条例とその解釈の上からも合理性がないものである。したがって、本件異議申立てにおける争点は前記 について、ということになる。しかし、異議申立人において本件対象文書が存在するのだということを客観的な事実として立証することは、実施機関職員の内部告発等がない限り不可能に近い。

もし仮に、真実、会議メモすら作成もされず、したがって、保管もされていないのだという実施機関による主張が事実であったとしても、該当する会議が任意のものであるから、ということは、その「任意の会議」に「職務」として出席している実施機関職員にとって、会議に関するメモすら作成していないという理由にはならないものである。「任意の会議」であるから会議メモが存在しないということが事実だとすれば、過去のいかなる「任意の会議」についても同様の主張がまかり通るということになり、それは容認できない。

- (4) 弘前市議会においても同様の事案があったが、異議申立人がした異議申立てによる審査の結果、該当するメモ等が事実存在し、弘前市情報公開・個人情報保護審査会は「開示すべきである」との答申を行っている。

- (5) 以上のとおり、「本件行政文書は作成していない」とする不開示理由に合理性はない。よって、本件処分は違法・不当であり、本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について「開示する」との決定を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

1 政務調査費の交付に関する条例の制定に至るまでの経緯について

政務調査費については、平成12年5月の地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）による改正後の地方自治法第100条第13項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定められ、同条の規定は、平成13年4月1日から施行されたところである。このため、本県議会においても、政務調査費の交付に関する条例を制定することが必要となったところである。

同条例の制定は、全国の都道府県議会において共通するものであったことから、全国都道府県議会議長会が事務局となり、各ブロックを代表する理事県の議会事務局長で構成する「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」を設置し、同委員会において、各都道府県における条例等の策定準備が円滑に進められるよう政務調査費制度に関する所要の検討を行い、随時、各都道府県に情報提供を行うとともに、標準的な条例案を作成して各都道府県に提示したところである。

2 青森県政務調査費の交付に関する条例の検討について

議会事務局では、全国都道府県議会議長会等からの情報収集を行い、その検討状況を踏まえ、政務調査費の交付に関する条例の検討を行ったところであるが、当該条例の制定に当たっては、議員の発議による議会への提案、議会の議決等が必要となることから、政務調査費制度及び同条例案についての説明や質疑・意見交換等を行うため、各会派代表者会議の了承を得て、「政務調査費検討会」を設置したところである。

なお、政務調査費に関する「各会派代表者会議」及び「政務調査費検討会」の開催状況は、次のとおりである。

- ・平成12年9月20日 各会派代表者会議(第1回)
- ・平成12年10月4日 各会派代表者会議(第2回)
- ・平成12年10月11日 政務調査費検討会(第1回)
- ・平成12年11月10日 政務調査費検討会(第2回)
- ・平成12年12月1日 政務調査費検討会(第3回)
- ・平成12年12月13日 政務調査費検討会(第4回)
- ・平成12年12月15日 政務調査費検討会(第5回)

- ・平成13年1月17日 政務調査費検討会(第6回)
- ・平成13年2月20日 各会派代表者会議(第3回)

そして、上記政務調査費検討会等の検討結果を踏まえ、「青森県政務調査費の交付に関する条例」(平成13年3月青森県条例第45号。以下「政務調査費交付条例」という。)は、平成13年2月定例会において提案され、同年3月13日、可決されたところである。

3 各会派代表者会議及び政務調査費検討会における会議録の作成について

各会派代表者会議は、議会の運営等に関して各会派の代表者が協議を行うために必要に応じて開催されたものであり、また、政務調査費検討会は、政務調査費交付条例の内容等を検討するために設置されたものであるが、各会派代表者会議及び政務調査費検討会のいずれも、県議会の委員会条例等には定めのない任意に設置されたものであり、したがって、会議の運営方法も任意であることから、会議録等の作成を義務付けられているものではない。

4 開示請求に係る対応について

- (1) 開示請求に係る各会派代表者会議及び政務調査費検討会における、会議の次第、会議提出資料等については、当事務局において保有しており、これらについては、開示請求に応じ、全部開示したところであるが、各会派代表者会議及び政務調査費検討会における会議録や会議内容メモは作成されていないため、存在しないものである。

また、本件開示請求があった後、会議資料に係る綴りはもちろんのこと、当事務局調査課内の共用キャビネット等にある綴りについても確認したが、該当する文書は存在しなかったところである。

なお、各会派代表者会議(第1回)の議長メモの文書に「代表者発言者メモをつくる」とのメモが記載されていることから、当時の担当者に確認したところ、同担当者からは、「会議録及び会議内容メモを作成した記憶はない。」との回答があったところである。

- (2) 異議申立人は、反論書において、理由説明書に記載している本件文書の不開示理由が、「任意の会議であること」及び「当時の担当者が会議メモ作成の記憶がないこと」であるとしているが、理由説明書の「任意の会議であること」についての記述は、本件に係る会議が会議録等の作成が義務付けられていない事実を説明したものであり、また、「当時の担当者の記憶がないこと」についての記述は、会議録等が作成されていないことを確認した事実を説明したものである。いずれも、本件に関する状況を説明するとともに、このような状況から、会議録等が作成されていないことを説明したものであって、任意の会議であること等を不開示の理由としているものではない。

5 その他

異議申立人が反論書において紹介した、弘前市議会の情報公開に関し、弘前市情報公開・個人情報保護審査会が答申した事例は、会議メモに相当すると思われる文書が現実に存在し、行政文書に該当すると判断されたものであるが、一方、本件においては、会議録又は会議内容メモに相当すると思われる文書そのものが存在しないことから、同答申事例は、参考とされるべきものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 各会派代表者会議及び政務調査費検討会の概要について

本件文書は、「各会派代表者会議」及び「政務調査費検討会」の会議録又は会議内容メモであり、両会議の概要について、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において次のように述べているところである。

	各会派代表者会議	政務調査費検討会
設置根拠	設置に関する要綱等はない	設置に関する要綱等はない
性格(概要)	議会の諸事項に関し、各会派への周知や意向確認等のため、必要に応じて議長が招集する。	政務調査費の交付に関する条例案検討のため、各会派から推薦されたメンバーで構成する。（各会派代表者会議で設置が決定）
構成(会派)	正副議長、各会派の代表者1人、無所属（複数の者がある場合、それぞれを代表者とする。）	自由民主党2人、政風・公明2人、共産党1人、社民・農県民連合1人、無所属1人
規模	9人（平成12年度）	7人（平成12年度）

3 本文書の存否について

(1) 不存在の態様について

ア 実施機関は、理由説明書において、「各会派代表者会議及び政務調査費検討会における会議録や会議内容メモは作成されていないため、存在しない」、「本件開示請求があった後、会議資料に係る綴りはもちろんのこと、当事務局調査課内の共用キャビネット等にある綴りについても確認したが、該当する文書は存在しなかった」とし、さらに、「当時の担当者に確認したところ、同担当者からは、「会議録及び会議内容メモを作成した記憶はない。」との回答があった」と述べている。

イ そこで、当審査会が実施機関に対し、実施機関が保有する、政務調査費の交付に関する条例案及び規程案の検討に係る文書等が綴られたファイルの提示を求めたところ、実施機関から「政務調査費条例制定関係綴り 1」、「政務調査費条例制定関係綴り 2」との標題がそれぞれ付された二つのファイルの提示があり、当審査会において実際に当該ファイルを見分したところ、その内容は次のとおりであって、各会派代表者会議及び政務調査費検討会における会議録や会議内容メモといったものは、当該ファイルには存在しなかったところである。

(ア) 「政務調査費条例制定関係綴り 1」の内容

- a 地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）の公布に係る官報（平成12年5月31日付け号外第105号）
- b 平成12年9月20日、平成12年10月4日及び平成13年2月20日に開催された各会派代表者会議に係る開催通知起案、「議長メモ」及び配付資料
- c 平成12年10月11日、平成12年11月10日、平成12年12月1日、平成12年12月13日、平成12年12月15日及び平成13年1月17日に開催された政務調査費検討会に係る「議長メモ」、「座長メモ」及び配付資料
- d 平成12年11月7日付け及び平成12年11月16日付けの「政務調査費の交付に関する条例案に係る想定問答」
- e 北海道・東北六県議会政務調査費担当課長会議出席に係る復命書
- f 北海道・東北6県臨時議長会議等出席に係る復命書等
- g 政務調査費に係る課税問題に関する説明会出席に係る復命書等
- h 「政務調査費の交付に関する条例」制定の取り組み状況に関する調査その他政務調査費に関する各種照会に係る回答起案、調査結果
- i 政務調査費の地方交付税措置に係る全国都道府県議会議長会事務総長名通知
- j 年度末及び年度初めの県報掲載事案に係る回答起案
- k 青森県政務調査費の交付に関する規程に係る制定起案、公布依頼起案
- l 青森県政務調査費の交付に関する条例、規程及び記載要領の冊子に係る作成、配布起案

- m 青森県政務調査費の交付に関する条例等の公布に係る文書課長名通知
- (イ) 「政務調査費条例制定関係綴り 2」の内容
- a 「(都道府)県政務調査費交付金事務処理資料集」(平成11年3月全国都道府県議会議長会)
 - b 「配付資料件名一覧」(平成12.5.30全国議長会)
 - c 「地方自治法改正についての自治省施行通知について」(平成12年5月31日付け全国都道府県議会議長会調査一部長事務連絡)
 - d 平成12年7月27日、平成12年8月9日、平成12年9月8日、平成12年10月10日及び平成12年10月31日に開催された政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会に係る会議資料及び会議概要
 - e 「政務調査費の交付に関する条例(標準)について」(平成12年8月18日付け全国都道府県議会議長会議事調査部事務連絡)
 - f 「政務調査費の交付に関する標準条例案」質疑注釈について」(平成12年8月25日付け全国都道府県議会議長会議事調査部長事務連絡)
 - g 「改正地方自治法による政務調査費の考え方について」(平成12年8月31日全国都道府県議会議長会)
 - h 「政務調査費の交付に関する条例(例)案」質疑注釈について」(平成12年9月12日付け全国都道府県議会議長会議事調査部長事務連絡)
 - i 「政務調査費の交付に関する条例(例)の要点について」(平成12年11月2日付け全国都道府県議会議長会議事調査部長事務連絡)
 - j 「(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(例)等の送付について」(平成12年11月10日全議第321号全国都道府県議会議長会事務総長)
 - k 「政務調査費の交付に関する条例(例)及び同規程(例)関係資料集」(平成12年12月全国都道府県議会議長会)

(2) 本件文書を作成しなかったことについて

ア 実施機関は、理由説明書において、「各会派代表者会議及び政務調査費検討会のいずれも、県議会の委員会条例等には定めのない任意に設置されたものであり、したがって、会議の運営方法も任意であることから、会議録等の作成を義務付けられているものではない」と述べている。

イ そこで、当審査会が実施機関に対し、各会派代表者会議及び政務調査費検討会のような任意設置の会議等における会議録等の作成状況について説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「任意に設置される会議においても、必要に応じて会議内容メモ等を作成する場合がある」、「任意設置の会議等における会議録等については、会議内容が複雑多様で、質疑等の内容を後日確認する必要がある場合など、必要に応じて作成することになる」と述べている。

ウ また、当審査会が実施機関に対し、本件文書を作成しなかった理由、本件文書の未作成による会議資料の作成事務等に対する支障の有無等について説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、次のとおり述べている。

(ア) 各会派代表者会議関係

- a 各会派代表者会議については、本件に限らず会議録は作成されていない。
- b 会議内容メモの類については、案件によって作成される場合もあるが、作成されない場合もある。

(イ) 政務調査費検討会関係

- a 会議録等を作成しなかった理由は不明であるが、その内容が会議録等を作成するに至らないものと判断されたことから、作成されなかったものと推測される。
- b 「政務調査費の交付に関する条例」の制定は、全国の都道府県議会において共通するものであったことから、全国都道府県議会議長会が標準的な条例案を作成して各都道府県に提示していたところであり、政務調査費検討会では、その条例案を基に交付対象、交付額、交付方法等の項目についての検討が進められたものであるが、検討項目はあらかじめ絞られており、会議の都度、議会事務局調査課の職員が同席し、会議内容を確認して、委員了解のもとに次回の資料を作成することにより、当該事務に支障が生じなかったものと推測される。
- c 政務調査費検討会では、全国都道府県議会議長会が提示した標準的な条例案を基に、「交付対象を議員とした場合」を1案、「交付対象を会派とした場合」を2案、「交付対象を会派及び議員とした場合」を3案として比較検討したものである。最終的には、会派を交付対象とした2案が採用されたものであり、決定理由は不明であるが、条例制定以前に交付されていた旧「青森県議会会派に対する県政調査研究に係る交付金要綱」に基づく交付金（以下「旧県政調査研究に係る交付金制度」という。）と交付対象、交付金額等、内容はほぼ同様のものとなっている。

(ウ) 条例案策定に係る経緯については、各会議で使用された議長メモ・座長メモや各会議等に提出された資料により確認した。

エ さらに、各会派代表者会議及び政務調査費検討会は、議会事務局の職員が職務として出席し、必要な説明や質疑応答等を行うなどして運営されていることから、会議に出席した職員が会議における発言内容等をいわゆる「メモ」というような形で作成することは一般的に行われていることではないのかという点について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「事務局が会議に同席する場合、重要な発言内容等について担当者がメモすることは一般的であるが、メモの内容、利用、保存及び廃棄等については、担当者が個々に判断している」、「当時の担当者によると、会議においては個人用のノートにメモをし、その後の会議の資料を作成する際の参考にしていただくと記憶しているが、現在、当該ノー

トは保有しておらず、どう処分したかも不明とのことである」と述べている。

また、この点に関し、当審査会が行った説明聴取に対しても、実施機関は、「組織として会議録を作成する必要がある場合については、例えば、重要な発言があった場合、会議内容の公表を前提としている場合、あるいは上司に報告する必要がある場合など、様々な状況があると思われる」、「本件の検討会における検討は、結局、案の1から案の3までのうち一つの案を選択するという非常に幅の狭い議論であり、また、条例案は、従前の旧県政調査研究に係る交付金制度とも大差がないこともあって、重要な議論もないままに進行し、会議に出席した議会事務局の各職員が、次回の資料作成等のため必要に応じ個人的にメモを残しておけば足り、議事録のような形で残す必要までは感じていなかったものと考えている」、「結果として、条例案が策定されたので、当該個人的なメモを特に残しておく必要もなかったと考えられる」旨述べている。

オ 以上からすると、本件文書を作成するかどうかについては、結局のところ、各会派代表者会議及び政務調査費検討会において検討された条例案の内容、各会議での検討状況がどのようなものであったのか、そしてこれらから当該会議での状況を後日の記録として作成、保存しておく必要性があったかどうかによるものである。

カ そこで、条例案の内容や各会派代表者会議及び政務調査費検討会の各会議における検討状況等について、実施機関に対し、実施機関が条例制定に係る経緯について確認したとする、「各会議で使用された議長メモ・座長メモ」、「検討会等に提出された資料」の提出を求め、その内容を見分し、また、実施機関からの説明聴取を行ったところ、次のことが認められ、又は推測される。

(ア) 採用された条例案と旧県政調査研究に係る交付金制度との比較

最終的に採用された、交付対象を会派とする条例案（2案）は、交付対象、交付額、交付方法（時期）、会派届の記載内容、経理責任者の選任、収支に係る書類の提出義務などその主な部分が、旧県政調査研究に係る交付金制度とほぼ同様である。

(イ) 各会派代表者会議及び政務調査費検討会における検討状況

a 第1回各会派代表者会議（平成12年9月20日開催）

- ・ 配付資料に基づき、政務調査費の条例化に当たっての主な検討事項について事務局から説明があった。
- ・ 政務調査費の条例化をどのような場で検討するかについて、各会派に持ち帰って検討し、10月4日の各会派代表者会議で決定することとなった。

b 第2回各会派代表者会議（平成12年10月4日開催）

- ・ 政務調査費の条例化の検討の場として、各会派から推薦を受けたメンバーで構成される検討会を設置することを決定した。

c 第1回政務調査費検討会（平成12年10月11日開催）

- ・ 各会派から推薦されたメンバー（自民2人、政風・公明2人、共産1人、社民・農県連1人、無所属1人）によって、政務調査費の条例化を検討することとなった。
 - ・ 配付資料に基づき、今後の日程、検討課題等について議会事務局から説明があった。
- d 第2回政務調査費検討会（平成12年11月10日開催）
- ・ 配付資料に基づき、全国都道府県議会議長会の標準条例案及びこれに基づく検討課題等並びに本県の条例案・規程案として、案の1（議員を交付対象）、案の2（会派を交付対象）、案の3（会派及び議員を交付対象）について議会事務局から説明があった。
 - ・ 検討会の案が検討され、交付方法を毎月とすることを決定したが、それ以外の検討項目は、各会派に持ち帰って検討することとなった。
- e 第3回政務調査費検討会（平成12年12月1日開催）
- ・ 配付資料に基づき、北海道・東北の各道県の検討状況について、議会事務局から説明があった。
 - ・ 第2回政務調査費検討会で、各会派に持ち帰り検討することとなった項目については、会派での意見集約が図られなかったこと等により、各委員からの報告はなされなかった。
- f 第3回政務調査費検討会の終了後、議会事務局の担当者が、各会派の議員に対し、検討会での条例案の内容等について説明を行った。
- g 第4回政務調査費検討会（平成12年12月13日開催）
- ・ 配付資料に基づき、政務調査費の性格と課税問題、北海道・東北6県における政務調査費の交付に関する条例案の検討状況、政務調査費の交付対象を会派とした場合の経理処理等について、議会事務局から説明があった。
- h 第5回政務調査費検討会（平成12年12月15日開催）
- ・ 検討会案として、次の事項が決定された。
 - 条例案は、議員提案とする。
 - 交付対象は、一人会派を含め会派とする。
 - 交付額は現行どおりとし、「第三者機関」等の意見聴取は特に行わない。
 - その他について、全国都道府県議会議長会の条例（例）、規程（例）に準ずるものとする。
- i 第6回政務調査費検討会（平成13年1月17日開催）
- ・ 配付資料に基づき、青森県政務調査費の交付に関する条例案（以下「条例案」という。）及び青森県政務調査費の交付に関する規程案について議会事務局から説明があり、同案を検討会案として決定した。
- j 第3回各会派代表者会議（平成13年2月20日開催）
- ・ 条例案は、2月定例会に議員発議により提案することとして、議会運営委員会に諮ることを決定した。

キ 一方、当審査会が調査したところ、条例案は、第225回定例会に「発議第1号 青森県政務調査費の交付に関する条例案」として提出されているが、その提出者の名簿には、検討会のメンバーのうち2名の議員の氏名が記載されていなかったものである。このため、検討会での検討段階における当該2名の議員の賛否の有無を含め、そのような状況に至った理由等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「提出者にならなかった議員は、当該条例案に賛成していなかったものと思われるが、当時の担当者の記憶によれば、検討会に出席していた当該議員から特に反対の意思表示はなかった」と述べている。

ク また、条例案が諮られた議会運営委員会での状況について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「当該条例案は、平成13年2月20日、3月2日、3月7日及び3月12日に開催された議会運営委員会において、協議された」、「平成13年3月2日に開催された議会運営委員会において、議会事務局が条例案について説明したところ、特定の議員が「条例案について反対」との意見を表明し、議長が「各会派代表者会議で全会一致で議員提案することが決定された」と説明したが、同議員から「自らの属する会派までが賛成したとされることには異議がある」旨の発言があった」と述べているところである。

このことに関し、当審査会が、実施機関から併せて提出された、当該議会運営委員会に係る「議会運営委員会記録」の内容について見分したところ、実施機関の説明内容に符合した記載が確認されたほか、当該反対の意見を表明した議員は政務調査費検討会のメンバーではなく、当該議員は、条例案の内容について「検討会が終わった後に説明を受けた」、「検討会で聞いた結果の後は意見を述べる機会がなかった」旨発言したとの記載が確認されたところである。

ケ これらのことからすると、条例案は、その主な部分が旧県政調査研究に係る交付金制度とほぼ同様であり、その他の部分も全国都道府県議会議長会の条例（例）、規程（例）に準ずるものとなっていることから、政務調査費の条例化に当たっては、検討項目はさほど多くなく、また、検討の内容も複雑とまでは言えるものではなかったと認められ、さらに、条例案は平成13年2月20日に開催された第3回各会派代表者会議において全会一致で議員提案することが決定されていること、条例案に反対の意見を表明した議員は検討会終了後にその内容の説明を受け、当該反対の意見も平成13年3月2日に開催された議会運営委員会で表明されていることからすれば、各会派代表者会議及び政務調査費検討会における検討段階では、条例案について反対の意思表示は特になかったものと認められるところである。このような状況を踏まえると、本件文書を作成し、後日の記録として作成、保存しておく必要性は大きいものではなく、また、本件文書を作成しなかったとしても、会議資料の作成その他政務調査費の条例化に係る事務を進めるに当たって、大きな支障にはならなかったものと思われる。

- (3) 「本件文書は作成されていないため、存在しない」との実施機関の以上の説明には、これを不合理とすべき点は存しないと認められ、当審査会の調査においても、これを覆し、本件文書の存在を推認させるような特段の事情の存在も認められない。したがって、これらを総合的に考慮すると、実施機関は、本件文書については、作成していないと考えるのが相当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 9 月15日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成18年 9 月28日 (第123回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年10月10日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成18年10月18日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成18年10月26日 (第124回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年11月21日	・ 実施機関からの意見書を受理した。
平成18年11月22日 (第125回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年12月14日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年12月21日 (第126回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 1 月18日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 1 月25日 (第127回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 2 月22日 (第128回審査会)	・ 審査を行った。

平成19年 3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 3月23日 (第129回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成19年 4月26日 (第130回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成19年5月1日現在)